

平成 21 年 4 月 11 日

各 位

東京都港区虎ノ門五丁目 13 番 1 号
株式会社NMCファンド 14
代表取締役 酒井 香紀

南部化成株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」といいます。）は、南部化成株式会社（コード番号：7880 JASDAQ、以下「対象者」といいます。）株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を平成 21 年 2 月 27 日から実施しておりましたが、本公開買付けが平成 21 年 4 月 10 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 公開買付者の名称 | 株式会社NMCファンド 14 |
| ② 所 在 地 | 東京都港区虎ノ門五丁目 13 番 1 号 |

(2) 対象者の名称

南部化成株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,077,400 (株)	4,077,400 (株)	— (株)

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,077,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。

(注 3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得しません。

(注 4) 本公開買付けにより公開買付者が取得する株券の数は、最大で 5,534,778 株となります。これは、対象者の第 28 期第 3 四半期報告書（平成 21 年 2 月 13 日提出）に記載された平成 21 年 2 月 13 日現在の発行済株式総数（5,709,000 株）から、同報告書記載の平成 20 年 12 月 31 日現在において対象者が保有する自己株式数（174,122 株）及び公開買付

開始日現在において公開買付者が保有する対象者の株式数（100株）を控除した数です。

(5) 買付け等の期間（公開買付期間）

平成21年2月27日（金曜日）から平成21年4月10日（金曜日）まで（30営業日）

(6) 買付け等の価格

1株につき、1,200円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限	応募数	買付数
株券	4,077,400株	4,077,400株	—	5,379,960株	5,379,960株
合計	4,077,400株	4,077,400株	—	5,379,960株	5,379,960株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(5,379,960株)が買付予定数の下限(4,077,400株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(3) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	25,690個	(買付け等前における株券等所有割合 46.42%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	53,800個	(買付け等後における株券等所有割合 97.20%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	55,346個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計です。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第28期第3四半期報告書（平成21年2月13日提出）記載の平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成20年9月30日現在の単元未満株式300株から、同報告書記載の平成20年12月31日現在において対象者が保有する単

元未満の自己株式22株を控除した278株に係る議決権の数（2個）を加え、「対象者の総株主等の議決権の数」を55,348個として計算しております。

（注3）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 買付け等に要する資金 6,455,952,000 円

(6) 決済の方法及び開始日

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

②決済の開始日 平成21年4月16日（木曜日）

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、日興コーディアル証券株式会社から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(7) 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社NMCファンド14 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号

株式会社ジャスダック証券取引所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

3. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを取得できなかったことから、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することになるよう一連の手続（以下「本手続」といいます。）を行うことを企図しております。

具体的には、公開買付者は、①定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しております。当該臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記①乃至③を同一の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを要請する予定です。また、本手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記①のご承認を頂きますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となるため、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日に本種類株主総会の開催を要請する予定です。なお、対象者は、かかる要請に応じて本臨時株主総会及び本種類株主総会を速やかに開催する予定です。

公開買付者は、対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の3分の2を超える株式を所有することになり、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従って当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、公開買付者は対象者に対し、対象者が公開買付者の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対して交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるようこれを決定することを要請する予定です。

また、公開買付者は、これらの手続を行った後、対象者を存続会社とし、公開買付者を消滅会社とする吸収合併等のグループ内再編を実施することを計画しております。

なお、公開買付者は、本公開買付けの終了後に本手続に従って、対象者を完全子会社化することを企図しておりますので、その場合には、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準に従い、対象者の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

以 上